

選挙管理委員会事務局

監査を実施した監査委員名	伊藤 智清 三好 徹 石井 勇 鈴木 大介
監査の種類	定期監査
監査の期間	平成29年8月28日～平成29年11月15日
監査の対象課	選挙管理委員会事務局
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及び事業等が、法令等に準拠し適正に行われているか、また経済的・効率的な執行が行われているか等を主眼において監査を行った。 監査にあたっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○共通項目 ・予算の執行状況 ・現金等の取扱状況 ・補助金、交付金の事務処理状況 ・契約事務の処理状況 ・財産の維持管理状況 ○重点項目 なし

# 選挙管理委員会事務局

## 1 職員の配置状況

事務局長 ..... 管理係3人  
選挙係4人  
計 9人  
専門監

## 2 配当予算の執行状況 (平成29年7月末日現在)

### 一般会計 歳入

予算科目		予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
款	項	円	円	円	円
県支出金	委託金	127,000	20,412,847	20,412,847	0

### 一般会計 歳出

予算科目		予算現額	支出負担行為額	執行率	未執行額
款	項	円	円	%	円
総務費	選挙費	10,570,000	4,953,276	46.86	5,616,724

## 3 重点項目

なし

## 4 監査の結果

監査の結果は、適正に執行されているものと認められた。

## 5 平成28年度定期監査の結果に対する措置状況

### (指摘の要旨)

第24回参議院議員通常選挙公報新聞折込等委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定では、契約保証金が免除できる契約を請負契約では300万円未満としているが、当該契約において契約金額が300万円以上であるにもかかわらず、免除していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

### (措置報告の概要)

財務規則に則り、契約金額が300万円を超えるか否かの確認を徹底することとした。

「改善確認済」